

医師確保関係事業

予算額 1,030,400千円 (R4 1,016,800千円)

1 事業の目的・概要

地域医療を安定的に提供するため、医師の確保と県内への定着促進、地域偏在の改善に総合的に取り組みます。



2 主な事業内容

養成

○ 医師修学資金貸付事業 684,600千円

地域医療に従事する医師の確保を図るため、大学在学中の医学部生に対して、県内の医療機関に一定期間勤務することで返還が免除される修学資金を貸し付けます。

(1) 長期支援コース

[貸付対象] 県内の大学医学部、知事が指定する県外の大学医学部（順天堂大学、日本医科大学、帝京大学、東邦大学、東京慈恵医科大学）の学生

[貸付額] 国公立大学15万円/月、私立大学20万円/月 [新規貸付枠] 48名

(2) ふるさと医師支援コース

[貸付対象] 県外の大学医学部の学生（※大学の限定はありません。）

[貸付額] 一律15万円/月 [新規貸付枠] 15名

キャリアアップ支援

○ ちば若手医師キャリア形成支援事業 36,000千円

地域で働く医師の確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を図るため、診療科別コースの策定や専門研修指導医の派遣等を行う医療機関を支援するとともに、研修医を県内に呼び込むためのセミナーを開催します。

○ 医師キャリアアップ・就職支援センター事業 51,800千円

若手医師の県内定着を図るため、医師キャリアアップ・就職支援センターを設置し、医師のキャリア形成支援や就業支援に向けた情報提供や相談業務、医療技術研修等を県内医療関係者と連携して実施します。

定着促進

○ 産科医・女性医師等の就労支援促進事業 133,000千円

特に確保の厳しい産科医や新生児医療担当医等の処遇改善や、出産・育児等による女性医師の離職防止・復職支援等に取り組む医療機関に対し助成します。

(1) 産科医等確保支援事業 分娩を取り扱う医師や助産師の処遇改善に取り組む医療機関への支援

(2) 産科医等育成支援事業 産科医を目指す研修医の処遇改善に取り組む医療機関への支援

(3) 新生児医療担当医確保支援事業 NICUにおいて新生児医療に従事する医師の処遇改善に取り組む医療機関への支援

(4) 女性医師等就労支援事業 出産・育児等と就労との両立支援に取り組む医療機関への支援

地域偏在是正

○ 医師少数区域等医師派遣促進事業 125,000千円

医師の地域偏在改善や地域医療の基盤を支える医療機関の医師不足を解消するため、医師に余裕のある医療機関が医師少数区域等の医療機関に医師を派遣する場合に助成します。

[補助基準額] 医師一人当たり1,250千円/月（上限） [負担割合] 県2/3、派遣先医療機関1/3

担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3901

地域医療教育学講座設置事業

予算額 40,400千円 (R4 31,700千円)

1 事業の目的・概要

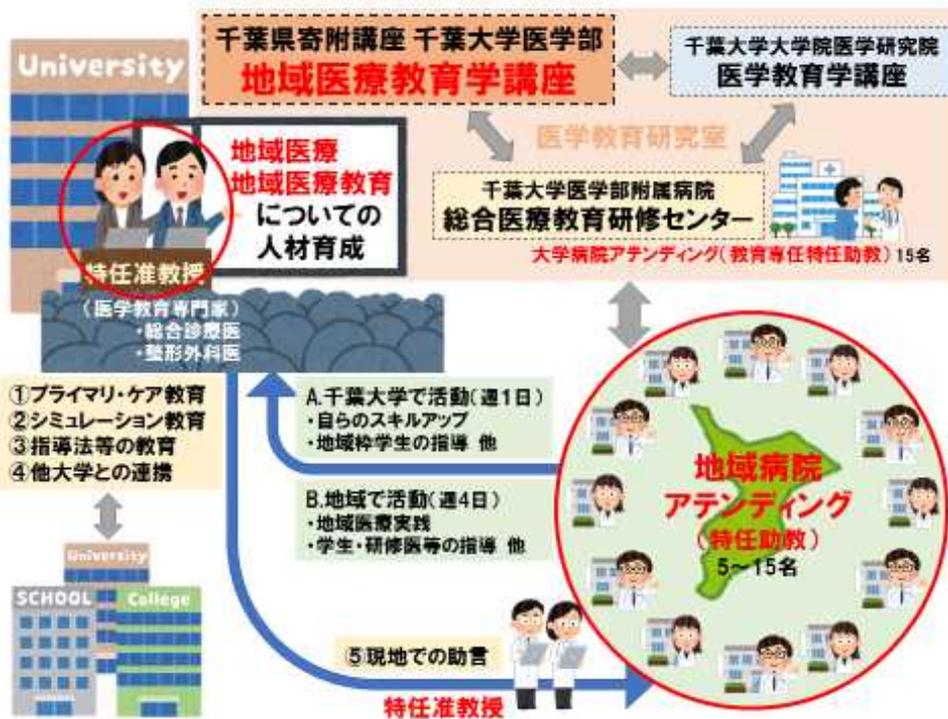
地域医療を目指す医師を育成・確保するため、千葉大学医学部に寄附講座を設置し、医学生に対して地域医療に係る講義・病院実習を行うとともに、地域病院に勤務する医師に対し指導能力向上のための教育を行います。

2 事業の内容

地域医療教育として、医学生に地域で診療する能力につながる多彩な講義や実習を行うことを通じ、地域医療への関心及び幅広い診療能力を育てます。

また、地域病院が地域医療を学ぶ効果的な場となるように、地域病院で働く医師の病院実習・臨床研修等に係る指導能力向上のための教育を実施します。

事業イメージ



【千葉県の医療教育ネットワークの構築】

担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3883

診療所承継支援事業【新規】

予算額 5,000千円

1 事業の目的・概要

診療所の承継地域の医療提供体制の維持・強化を図るため、地域医療を担う意欲のある医師に対して、診療所の承継に要する経費の一部を助成します。

<参考>

県内の60歳以上の医師の割合 H26 22.8% → R2 25.3%

2 事業の内容

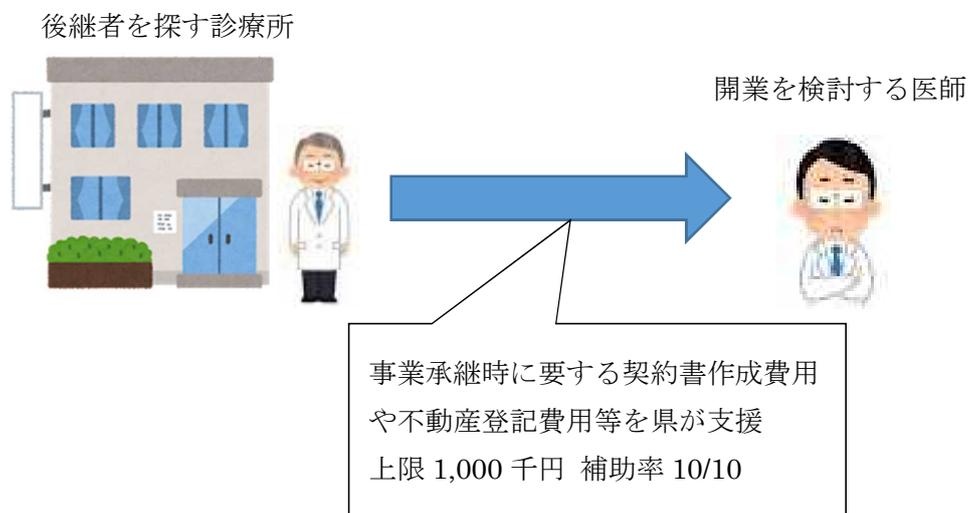
[補助対象者]

診療所の承継者（親族承継を除く）

[補助対象経費・上限額等]

診療所の承継に要する経費（上限1,000千円・補助率10/10）

[イメージ]



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3902

医師少数区域における勤務の推進事業【新規】

予算額 8,300千円

1 事業の目的・概要

県内における医師の地域偏在の是正を図るため、医師少数区域（山武長生夷隅保健医療圏）で一定期間（6か月以上）勤務し、国から認定された医師（認定医師）が、勤務を継続できるよう経済的支援を行います。

2 事業の内容

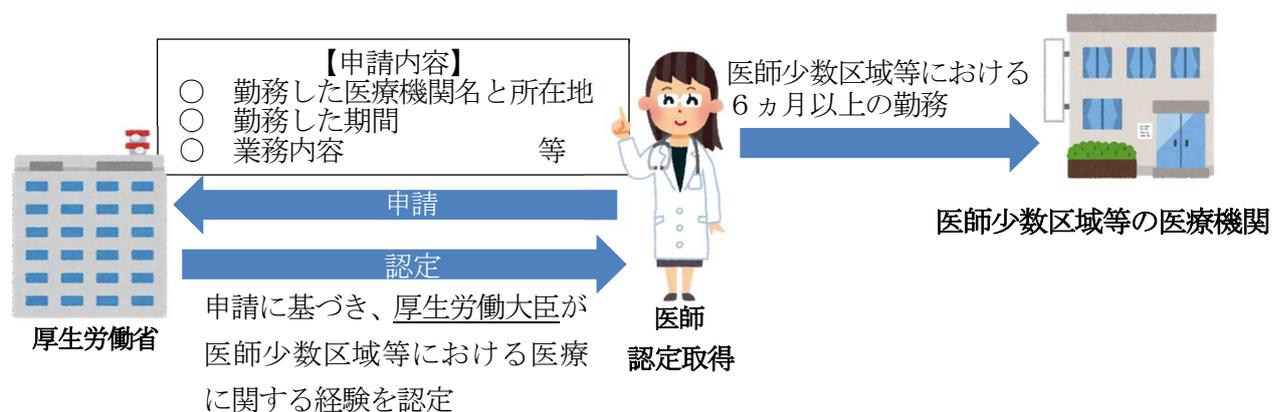
[補助対象] 認定医師に対して以下の経費を支出する医師少数区域の病院・診療所

[補助対象経費]

認定医師が医師少数区域等で診療を実施する際の医療レベルの向上や取得している資格等の維持に係る研修受講料、旅費、医学等図書購入費

[補助率] 10/10（国1/2、県1/2）

[参考] 認定制度の概要



<認定に必要な業務>

- (1) 個々の患者の生活背景を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導
- (2) 他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携
- (3) 地域住民に対する健康診査や保健指導等

担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3902

周産期母子医療センター医師確保事業【新規】

予算額 8,000千円

1 事業の目的・概要

令和6年4月から医師の時間外勤務の上限規制の適用が開始されることに伴い、24時間365日患者を受け入れる周産期母子医療センターについて、これまで以上に医師を確保していく必要があります。

そのため、研修を実施する医療機関及び研修を受ける医師を派遣する医療機関に対し、研修等に係る経費を助成します。

2 事業の内容

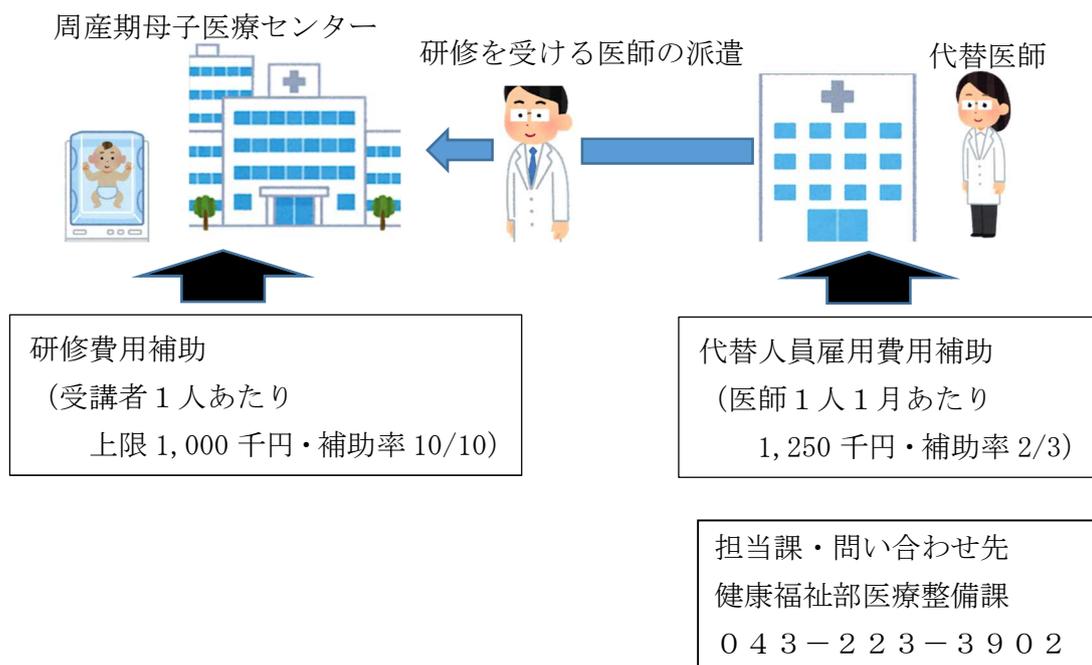
[補助対象機関]

- ①周産期母子医療センターを有する医療機関
- ②周産期母子医療センターで研修する医療機関

[補助対象経費・上限額等]

- ①研修に要する実費相当額
(受講者1人あたりの上限額1,000千円・補助率10/10)
- ②医師派遣時の代替人員雇用の費用
(医師1人1月あたり1,250千円・補助率2/3)

[参考]事業イメージ



教育用訪問看護ステーション運営事業【新規】

予算額 5,000千円

1 事業の目的・概要

高齢化に伴う訪問看護のニーズの高まりにより、県内の訪問看護ステーションの数は増加しているものの、職員の技術向上が課題となっています。

そのため、職員育成のノウハウがある訪問看護ステーションを教育用訪問看護ステーションと位置付け、開業して間もない訪問看護ステーションに対して研修を行うとともに、地域のネットワークを構築します。

2 事業内容

(1) 教育用訪問看護ステーション

以下の条件を満たす訪問看護ステーション2箇所へ委託します。

- ・指導者となり得る認定看護師等が在籍している
- ・常勤で5名以上の看護師を雇用している など

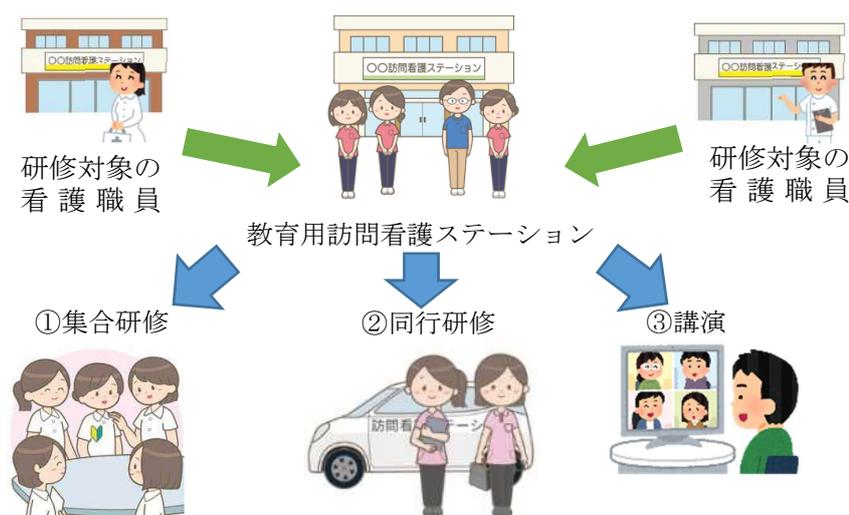
(2) 研修対象

開業から5年未満かつ常勤換算の看護職員が5人未満の訪問看護ステーションの看護職員

(3) 研修内容

- ・集合研修：輸液ポンプの操作方法や非常用電源の使い方
- ・同行研修：点滴、吸引器などの実地トレーニング など

【事業の実施イメージ】



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3877

発達障害児等のためのオンライン診療推進モデル事業【新規】

予算額 4,000 千円

1 事業の目的

医療機関に行かなくても、自宅や施設で受診できる方法として、オンライン診療を普及させていくため、通院・受診時の保護者負担の軽減が期待できる発達障害児等について、モデル事業を実施します。

2 事業の概要

医療機関（5 医療機関を想定）に委託し、発達障害児等へのオンライン診療を実施します。

3 事業のねらい

発達障害児や、ひきこもり・不登校の児は、通院に抵抗したり、診察室で落ち着きが無くなるなど、医療機関への受診において、保護者に多大な負担がかかることがあります。

そのため、自宅のプライベートな空間で受診できるオンライン診療は、こういった課題の解決に有効と考えられます。

そこで、モデル事業により、有効性を検証するとともに、オンライン診療・相談ができる医療機関の増加を促すための方策を検討します。



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3879

往診体制広域連携支援モデル事業【新規】

予算額 50,000千円

1 事業の目的・概要

在宅医療を推進するため、夜間及び休日の往診体制を整備する取組について、効果検証を行うためのモデル事業を実施します。

2 事業の内容

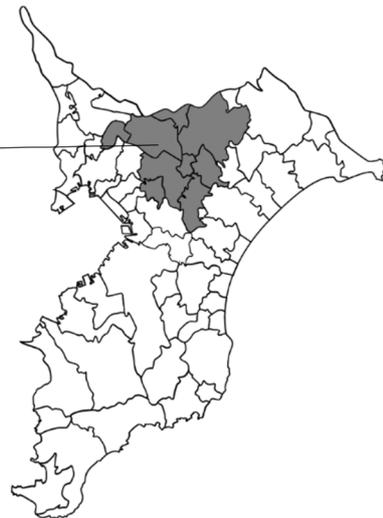
かかりつけ医が往診を行う必要があると認めるにもかかわらず、自ら行えない場合であって、かつ、地域の仕組みを活用しても代診医等を確保できない場合に、かかりつけ医からの依頼に基づいて、代診医のコーディネートを行う体制の整備に対し補助を行います。

3 対象地域

印旛保健医療圏域

印旛保健医療圏

成田市
佐倉市
四街道市
八街市
印西市
白井市
富里市
酒々井町
栄町

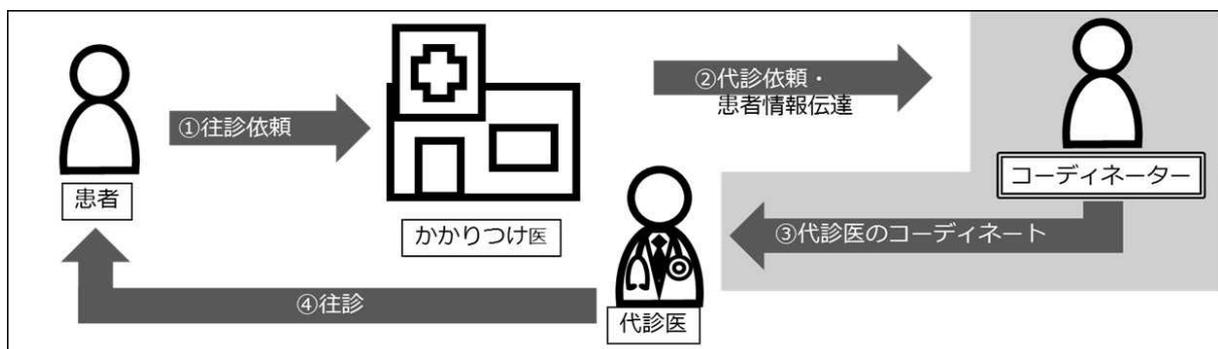


4 補助基準額

50,000 千円

5 補助率

10/10



担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康福祉政策課
043-223-2608

がん患者QOL向上事業【新規】

予算額 22,000千円

1 千葉県がん患者アピアランスケア支援事業 19,000 千円

アピアランスケア用品を購入する費用の一部を助成することにより、患者が負う心理的及び経済的負担の軽減を図るとともに、患者の社会参加やQOLの向上を図ります。

※「アピアランスケア」は、がん治療（薬物療法や放射線治療）による外見の変化（頭髪の脱毛や、手術による傷など）に対する患者の苦痛を和らげるためのケアの総称。

【制度の概要】

① 補助の対象となるアピアランス用品

がん治療による外見の変化をカバーする物（例：医療用ウィッグ、乳房補正具など）で市町村の助成対象となっているもの。

② 補助率等

市町村助成額の1/2（市町村に対する間接補助）・上限額：25,000円

2 千葉県若年がん患者在宅療養支援事業 3,000 千円

若年末期がん患者が住み慣れた自宅で最後まで安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスについて助成を行うことにより、患者及びその家族の負担の軽減を図ります。

【制度の概要】

① 補助対象者

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した18歳以上39歳以下のがん患者

※18～19歳は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の対象者を除く。

② 補助の対象となるサービス

在宅で生活するために必要な以下のサービス（保険適用のものを除く）

●訪問介護、●訪問入浴介護、●福祉用具貸与、●福祉用具購入

③ 補助率等

市町村助成額の1/2（市町村に対する間接補助）・上限額：27,000円



担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康づくり支援課
043-223-2670

定期予防接種ワクチン再接種費用助成事業【新規】

予算額 1,000千円

〔事業の目的・概要〕

感染症のまん延を予防するため、骨髄移植等の治療により、定期予防接種で得られた免疫が消失した者が、新たに免疫を付与するためのワクチン再接種を行う場合の費用について、市町村の助成額の一部を補助します。

〔補助先〕市町村

〔補助率〕1/2

〔対象経費〕定期予防接種で得たA類疾病の免疫が骨髄移植等の治療により消失した者で、20歳未満の者が行うワクチン再接種費用について、市町村が助成した額

〔対象疾病〕①4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、②3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、③2種混合（ジフテリア・破傷風）④ポリオ、⑤麻しん・風しん混合、⑥日本脳炎、⑦結核、⑧Hib感染症、⑨小児肺炎球菌感染症、⑩HPV感染症、⑪B型肝炎、⑫水痘

〔参 考〕

<造血幹細胞移植>

血液がんや免疫不全症などに対して、造血幹細胞を移植する治療法。骨髄移植・末梢血幹細胞移植・臍帯血移植がある。

○骨髄移植：骨髄にある造血幹細胞を移植する方法

○末梢血幹細胞移植：血液中にある造血幹細胞を採取して移植する方法。ドナーに薬剤を投与して骨髄から血液中に流れ出した造血幹細胞を移植する

○臍帯血移植：胎児と母親を結ぶ臍帯と胎盤に含まれる胎児由来の臍帯血を移植する方法

<定期予防接種>

予防接種法により対象疾病、対象者、接種間隔等が定められ、市町村が実施主体となつて行うもの。対象疾病はA類疾病（努力義務を伴う）とB類疾病（努力義務を伴わない）に分類される。



担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-2665

老人福祉施設整備事業補助

予算額 3,666,000千円（債務負担行為 2,781,000千円）

（R4 1,596,000千円 債務負担行為 3,689,000千円）

1 事業の目的・概要

本県は今後高齢化がさらに進展すると見込まれており、入所待機者の多い特別養護老人ホームの整備は喫緊の課題であることから、県では施設整備に要する経費に対して補助し、これを促進しています。

また、特別養護老人ホームに併設される老人短期入所居室（ショートステイ）等の整備に要する経費についても併せて補助を行います。

2 事業内容

[補助対象] 市町村・社会福祉法人の特別養護老人ホーム及び老人短期入所居室等の整備に要する経費

[補助単価] 4,500千円/床（特別養護老人ホーム）、800千円/床（老人短期入所居室）

[整備床数] 676床（特別養護老人ホーム）、60床（老人短期入所居室）

特別養護老人ホーム



ユニット型個室



共同生活室



特別養護老人ホーム外観

担当課・問い合わせ先

健康福祉部高齢者福祉課

043-223-2409

認知症対策支援事業

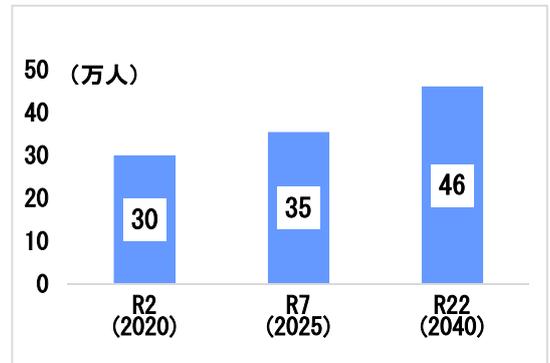
予算額 127,892千円 (R4 111,034千円)

1 事業の目的・概要

急速な高齢化の進展に伴い、本県における認知症高齢者は、令和7年（2025年）には約35万人となり、高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。

県では、認知症の人が認知症とともにより良く生きていくことができるよう、高齢者保健福祉計画に基づき、認知症に対する地域でのサポート体制の構築や各種相談等の総合的対策を実施するとともに、医療・介護の連携による支援体制の構築を図ります。

認知症高齢者の将来推計（千葉県）



2 主な事業内容

① 認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進

- ・ 認知症普及啓発事業（2,940千円）

認知症サポーター^{※1}等の養成事業、チームオレンジ^{※2}ちば促進事業

※1 認知症サポーター：認知症の人や家族を支えるボランティア

※2 チームオレンジ：意欲のあるサポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み

② 認知症予防の推進

- ・ 認知症チェックリストの作成・配布

③ 早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進

- ・ 認知症疾患医療センター運営事業（54,970千円）

④ 認知症支援に携わる人材の養成

- ・ 医療・介護人材育成事業（51,535千円）

認知症サポート医等養成研修事業、市民後見推進事業

⑤ 本人やその家族への支援と本人発信支援

- ・ 認知症相談支援事業（5,998千円）

ちば認知症相談コールセンター運営事業、認知症高齢者の家族交流事業

- ・ ちば認知症オレンジ大使の任命

⑥ 若年性認知症[※]施策の推進 ※若年性認知症：65歳未満で発症した認知症

- ・ 若年性認知症支援事業（10,197千円）

若年性認知症支援コーディネーター事業、若年性認知症の人の社会参加活動支援

担当課・問い合わせ先

健康福祉部高齢者福祉課

043-223-2592

介護事業所におけるICT・ロボット導入支援事業【一部新規】

予算額 271,000千円 (R4 131,000千円)

1 事業の目的・概要

介護事業所におけるDXを推進し、業務の効率化や職員の人材確保、利用者サービスの向上を図るため、ICTや介護ロボットの導入に取り組む事業者への支援を行います。

2 事業内容

(1) 介護事業所におけるICT導入支援事業 107,000千円

[補助概要] 千葉県内に所在する介護事業所に対し、ICT導入に係る経費の一部を助成

[補助金額] 1事業所あたり対象経費の2分の1以内

※職員数に応じた補助限度額あり (100万円～260万円)

[補助対象] タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、セキュリティ対策等の導入経費

[その他] ICTの導入計画の作成、導入効果の報告が義務付けられます。

(2) 介護ロボット導入支援事業 84,000千円

[補助概要] 千葉県内に所在する介護事業所に対し、介護ロボットの導入経費の一部を助成

[補助金額] 1台につき導入経費の2分の1以内

※補助限度額

移乗介護・入浴支援は、1台につき100万円

それ以外のロボットは、1台につき30万円

見守り機器の導入に伴う通信環境整備は、1事業所につき150万円

[補助対象] 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減に効果のある介護ロボットの導入経費

[その他] 介護ロボットの導入計画の作成、導入効果の報告が義務付けられます。

(3) ロボットを用いた介護予防モデル事業【新規】 80,000千円

[補助概要] 千葉県内に所在する介護事業所等に対し、コミュニケーションロボットの導入経費の一部を助成

[補助金額] 1台につき導入経費の5分の4以内

※補助限度額

1台につき100万円

[補助対象] 入所者・利用者のADL (日常生活動作) やQOL (生活の質) の維持・向上に効果のあるコミュニケーションロボットの導入経費

[その他] コミュニケーションロボットの導入計画の作成、導入効果の報告が義務付けられます。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部高齢者福祉課
043-223-2409

千葉リハビリテーションセンター再整備事業

予算額 27,600千円 (R4 598,854千円)

(債務負担行為 110,000千円)

(継続費 14,486,000千円)

1 事業の目的・概要

施設・設備が老朽化し、居室や訓練室等のスペースが不足している千葉リハビリテーションセンターについて、現地建替えによる再整備を行います。

2 事業内容

(1) 千葉リハビリテーションセンター建築工事(第1期) (継続費 14,486,000千円)

第1期(外来診療棟)建築工事及び工事監理業務を実施します。令和5年度は外来診療棟の新築に向けた準備・先行工事及びインフラ切替工事に着手します(継続費は令和5～9年度の設定。なお、5年度は出来高がないため実行予算の計上なし。)

(2) 現場事務所等用地使用料 2,000千円

センター建築工事の現場事務所及び工事職員用駐車場等に使用するため、近隣の土地を長期継続契約により借り受けます。

(3) 土壌汚染概況調査 600千円

第1期工事区域内で現在も医薬品を使用し続けている地下タンク室等の箇所について、千葉市の指導に基づき着工前に改めて土壌汚染概況調査を実施します。

(4) 家屋事前調査 15,000千円

センター建築工事の施工中に発生した損害等が本工事に起因するものかを判断する資料とするため、周辺の建物等における工事着工前の状況を事前に調査します。

(5) 開院等準備支援業務委託 10,000千円 (債務負担行為 110,000千円)

新センターの開院に向けて医療機器・情報システム等の調達支援や開院に必要な行政手続の支援、工事中の課題整理等を医療コンサルタント会社に委託します。

3 千葉リハビリテーションセンター再整備の概要

建設予定地	千葉市緑区誉田町(現地建替え)
定員	・一般病棟(一般・回復リハ・障害) 110床(現行:110床) ・医療型障害児入所施設「愛育園」 150床(現行:132床) ・障害者支援施設「更生園」(入所) 40人(現行:56人)
延床面積	約38,650㎡(現行:約27,197㎡) (外来診療棟+ポンプ設備 約19,490㎡ 居住棟+コネクションホール 約17,470㎡ ※このほかサービスヤード等の屋外空間、屋外雨除け(キャノピー)等外構整備に含まれる建築物を見込みます。)
階数・構造	外来診療棟 地上8階・鉄骨造・耐震構造 居住棟 地上5階・鉄筋コンクリート造・耐震構造
スケジュール	令和5～9年度 第1期建設工事(外来診療棟:令和8年度の供用開始を予定) 令和9～12年度 第2期建設工事(居住棟:令和12年度の供用開始を予定) 令和13～14年度 外構工事

<完成イメージ図>



担当課・問い合わせ先
健康福祉部障害福祉事業課
043-223-3986

医療的ケア児等に対する支援の充実

予算額 169,199千円 (R4 80,754千円)

1 事業の目的・概要

医療的ケア児等の支援に関し中核的な役割を担う医療的ケア児等支援センターの運営を強化するため、新たに看護師を配置するとともに、地域の施設等で受入れが広がるよう、医療的ケアに対応できる人材を育成します。

また、保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を配置した場合の経費の一部を助成します。

2 事業内容

(1) 医療的ケア児等総合支援事業 20,700千円 (R4 15,000千円)

- ア 医療的ケア児等支援センター運營業務委託 18,252千円
医療的ケア児とその家族等からの相談に応じる窓口を設置するほか、関係機関等の連携を促進するため情報提供や助言等を行います。
また、医療的ケア児等を支援する専門職等の育成を行います。
- イ 潜在看護師等の人材育成 943千円
医療的ケア人材として期待される潜在看護師等に対し、研修や障害児通所支援事業所等の就職先の紹介、就業後のフォローアップを一体的に行う。
- ウ 在宅移行支援に係る人材育成 957千円
NICUを設置する県内の周産期新生児科所属看護師等を対象とし、医療的ケア児等の入退院支援及び退院後の訪問看護及び在宅医療に関する研修を実施する。
- エ 千葉県医療的ケア児等支援地域協議会の運営 548千円
県の医療的ケア児等の支援に係る事業の進捗確認や、課題についての検討等を行い、次年度以降の事業や他の取組みに成果を繋げていくため、医療、保健、福祉、教育関係者等で構成される協議会を運営します。

(2) 医療的ケア児保育支援事業 148,499千円 (R4 65,754千円)

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成します。



担当課・問い合わせ先
健康福祉部障害福祉事業課
(2 (1) 医療的ケア児総合支援事業)
043-223-2341
健康福祉部子育て支援課
(2 (2) 医療的ケア児保育支援事業)
043-223-2355

医療型短期入所事業所開設支援事業【新規】

予算額 16,000千円

1 事業の目的・概要

在宅で医療的ケア児（者）等の介護を行う家族の負担を軽減するため、短期入所事業所の開設を支援します。

2 事業内容

(1) 医療型短期入所事業所設備整備事業

10,000 千円

病院、診療所又は介護老人保健施設が医療型短期入所事業所を開始するにあたり必要となる備品の整備費用を助成します。

[補助率]1/2

[補助基準額]1,000 千円/床（上限5,000 千円）



小児用ベッド（イメージ）



シャワートローリー・ストレッチャー（イメージ）

(2) 医療型短期入所事業所開設支援事業

6,000 千円

医療型短期入所事業所を開設する医療法人等の掘り起こしや開設予定の事業所に対する研修を行います。

